

七飯町屋内ゲートボール場
(すずらんコート、ひまわりコート)

指定管理者公募要項

令和4年8月

七 飯 町

| | | |
|----------------------------|-----------------|----|
| 1. 指定管理者の公募 | 2 | |
| 2. 対象施設の概要 | 2 | |
| 3. 指定管理者が行う業務 | 3 | |
| (1) 屋内ゲートボール場の管理に関する業務 | | |
| (2) その他の業務 | | |
| (3) 利用時間・休場日 | | |
| 4. 指定期間 | 4 | |
| 5. 管理方針及び基準 | 4 | |
| (1) 管理方針 | | |
| (2) 管理基準 | | |
| 6. 公募の手続き | 5 | |
| (1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール(予定) | | |
| (2) 指定管理者の公募手続き | | |
| 7. 応募 | 5 | |
| (1) 応募資格 | | |
| (2) 応募者の制限 | | |
| (3) グループ応募 | | |
| (4) 応募登録の申込み | | |
| 8. 質疑 | 7 | |
| (1) 質疑書受付 | | |
| (2) 質疑に対する回答 | | |
| 9. 指定申請書類 | 8 | |
| (1) 指定申請書類の受付 | | |
| (2) 指定申請書類の種類 | | |
| (3) 指定申請書等作成時の注意点 | | |
| (4) 事業計画書の記載内容 | | |
| (5) 自主事業提案書の記載内容 | | |
| (6) 収支計算書の記載内容 | | |
| 10. 管理にかかる経費 | 10 | |
| (1) 町が支払う経費 | | |
| (2) 指定管理者の収入 | | |
| 11. 選定 | 11 | |
| (1) 選定方法 | | |
| (2) 選定基準 | | |
| (3) 指定管理者の候補者の選定と通知 | | |
| (4) 候補者の責務 | | |
| 12. 協定 | 11 | |
| (1) 基本的な考え方 | | |
| (2) 協定内容 | | |
| (3) 協定の解除 | | |
| (4) 管理業務の引き継ぎ | | |
| 13. 事業報告・事業評価 | 12 | |
| (1) 事業報告 | | |
| (2) 事業評価 | | |
| (3) 是正勧告 | | |
| 14. 関係法令の遵守 | 13 | |
| 15. 指定取消等 | 14 | |
| (1) 事業の継続が困難となった場合の措置 | | |
| (2) その他 | | |
| 16. 申込書類の提出先 | 14 | |
| (1) 様式及び資料のダウンロードについて | | |
| (様式) | | |
| 別記様式第1号 | 指定管理者公募説明会参加申込書 | 15 |
| 別記様式第2号 | 指定管理者応募登録申込書 | 16 |
| 別記様式第2号の2 | 委任状 | 17 |
| 別記様式第3号 | 指定管理者申請資格申立書 | 18 |
| 別記様式第4号 | 指定管理者応募登録通知書 | 19 |
| 別記様式第5号 | 指定管理者指定申請受理書 | 20 |

1 指定管理者の公募

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上とともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成15年6月に地方自治法（以下「法」という）が一部改正され、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

このたび、七飯町屋内ゲートボール場すずらんコート、同ひまわりコートの指定管理者の指定にあたり、両施設を一括で管理していただく団体を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称

- ① 屋内ゲートボール場 すずらんコート
- ② 屋内ゲートボール場 ひまわりコート

(2) 所在地

- ① すずらんコート 亀田郡七飯町本町2丁目9番地1
- ② ひまわりコート 亀田郡七飯町字大川3番地1

(3) 敷地面積

- ① すずらんコート 2,110.09㎡
- ② ひまわりコート 3,289.00㎡

(4) 構造・面積

- ① すずらんコート 352.8㎡ 軽量鉄骨造（ビニール被覆）
- ② ひまわりコート 352.8㎡ 軽量鉄骨造（ビニール被覆）

(5) 施設内容

- ① すずらんコート
 - ア コート数 1コート
 - イ 駐車場 5台程度のスペース有
- ② ひまわりコート
 - ア コート数 1コート
 - イ 駐車場 10台程度のスペース有

(6) 施設配置図 別紙のとおり

(7) 管理経費の詳細 別紙のとおり

3 指定管理者が行う業務

七飯町屋内ゲートボール場すずらんコート及びひまわりコート（以下「屋内ゲートボール場」という）について指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 屋内ゲートボール場の管理に関する業務

① 屋内ゲートボール場の管理に関する業務

屋内ゲートボール場の設備、環境が適正に管理されているかを確認するため、場内を随時点検するとともに、清潔、美観の維持に努めるものとします。

また、以下の業務は指定管理者が自ら、または専門業者に依頼し実施することとします。

a 施設内の清掃等

- ・ ゲートボール場施設内の清掃を行う。
- ・ 利用者が快適にプレーできるよう、コートは常に良好な状態に維持する

b 草刈り・除雪業務

- ・ 敷地内の雑草刈りは、6月から10月頃まで年3回程度行う。
- ・ 除雪は、駐車場や通路を中心にゲートボール場の使用に支障のないように行う。

c ごみ処理業務

- ・ 施設内から排出される廃棄物を適正に処理する。

d 施設・設備の修繕

- ・ 1件あたり5万円未満の小規模修繕は指定管理者が行うものとし、これ以外の修繕は町が行うものとする。

② ゲートボール場の利用許可及び制限に関する業務

a 施設の利用の許可及び制限に関する業務

b 利用許可等窓口に関する業務

c 利用者数の把握、入退場の管理等の業務

③ ゲートボール場の利用料の徴収、減額・免除及び返還に関する業務

a 利用料の収納等に関する業務

④ ゲートボール場の利用促進に関する業務

a ゲートボール大会や講習会等の開催に関する業務

⑤ 前各号に掲げるものの他、町長が定める業務

(2) その他の業務

① 事業計画書及び収支予算書の作成

② 月次報告書の作成

③ 事業報告書の作成

④ 事故報告書の作成

⑤ その他報告書の作成

⑥ 町等関係機関との連絡調整

- ⑦ 自己評価の実施
- ⑧ 指定期間終了にあたっての引継業務
- ⑨ その他日常業務の調整

(3) 利用時間・休場日

ア 利用時間 a 午前9時00分から午後5時00分まで

イ 休場日 a 毎週月曜日

b 休場日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の時は、当該日の翌日を休場日とします。

c 年末年始（12月31日から翌年の1月5日までの日）

※ ただし、町長または指定管理者が必要と認めるときは、利用時間を延長、短縮し、臨時に休場し、休場日に開場することができます。

4 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）を予定しています。ただし、この期間は議会の議決により決定することになりますので留意してください。

5 管理方針及び基準

(1) 管理方針

- ① 住民の平等な利用の確保
- ② 屋内ゲートボール場の効用の最大限発揮
- ③ 屋内ゲートボール場の管理経費の縮減
- ④ 屋内ゲートボール場の良好な維持管理保全
- ⑤ 利用者へのサービスの向上
- ⑥ 屋内ゲートボール場の利用者の安全確保

(2) 管理基準

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- ② 施設設備等の管理を適切に行うこと
- ③ 業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどを指します）
- ④ 環境に配慮した屋内ゲートボール場の管理を行うこと
- ⑤ 自己評価を実施し、その結果を業務に反映させること
- ⑥ 管理の基準に関することは、協議のうえ協定で定めることとします

6 公募の手続き

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 公募要項の配布 | 令和4年 8月 1日（月）～8月12日（金） |
| ② 公募説明会の開催 | 8月15日（月） |
| ③ 応募登録の申込及び質疑受付 | 8月15日（月）～8月22日（月） |
| ④ 質疑に関する回答 | 8月29日（月） |
| ⑤ 指定申請書類の受付締切り | 9月26日（月） |
| ⑥ 指定申請書類の審査・ヒアリング | 10月 3日（月）～10月 7日（金） |
| ⑦ 候補者選定結果の通知 | 10月14日（金） |
| ⑧ 指定管理者の指定及び協定締結 | 12月下旬～翌年3月上旬 |
| ⑨ 管理業務の引き継ぎ | 協定締結後～3月31日（金） |

(2) 指定管理者の公募手続き

① 公募要項の配布

公募要項を令和4年8月1日（月）から8月12日（金）の平日に配布します。

ア 配布場所：七飯町福祉課地域福祉係（電話65-2514）

イ 配布時間：午前8時30分～午後5時15分

② 公募説明会の開催

公募要項に関する説明会を開催しますので、参加を希望する場合は、説明会参加申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、8月12日（金）午後5時15分までに下記の申込み先まで持参してください。

なお、応募する場合は、公募説明会に必ず出席をお願いします。

ア 開催日時：令和4年8月15日（月）午前10時から

イ 開催場所：七飯町役場202会議室

ウ 参加人数：各団体2名までとします。

エ 申込み先：七飯町福祉課地域福祉係（電話65-2514）

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

7 応募

(1) 応募資格

次の要件を満たすこと。

- ① 町内の、法人その他の団体（以下「団体」という）で、指定管理者としてふさわしい信用力、資力、経営力及び企画力等を備えている者（個人での応募はできません。）。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等参加を制限されている者
- ④ 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人。
ただし、アに掲げる者にあつては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。
ア 町長
イ 町議会議員
- ⑥ 法人税、消費税、地方消費税、道税及び市町村税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

（3）グループ応募

単独の団体が、本要項「3 指定管理者が行う業務」についてサービスの向上または効率的管理を図るうえで必要な場合は、グループで応募することができます（以下「グループ応募」という）。この場合には、代表団体が申し込み手続きを行ってください（他の団体は構成団体とします）。

①複数応募の禁止

本施設に単独で応募した団体は、本施設のグループ応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

②構成員の変更

応募登録後の代表団体及び構成団体の変更は認められません。

（4）応募登録の申込み

屋内ゲートボール場の管理業務について応募の登録をしようとする者は、応募登録申込書（別記様式第2号）に必要事項を記入し、下記の提出書類とあわせて町まで持参のうえ提出してください（郵送不可）。町は登録申込事項を審査し、その結果をすべての登録申込者（グループ応募の場合は代表団体）に通知します。応募登録を認められた者に対しては、指定管理者応募登録通知書を送付します。

なお、応募に関して必要となる費用はすべて登録申込者の負担とします。また、申込ができるのは公募説明会に参加した者に限ります。

- ① 受付期間：令和4年8月15日（月）～22日（月）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所：七飯町福祉課地域福祉係（電話65-2514）
- ③ 登録事項：団体の名称等
- ④ 提出書類：2部（原本1部、コピー1部）。グループ応募の場合、構成団体分もあわせて提出してください。提出いただいた書類は返却しません。また、本件審査以外に使用しません。

- ア 指定管理者応募登録申込書（別記様式第2号）
- イ 委任状（別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ）
- ウ 事業者に関する書類
 - a 団体の概要がわかるもの（定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類）
 - b 令和4年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書
 - c 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - d 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数）
 - e 法人にあつては、
 - ・登記事項証明書 ・印鑑証明前事業年度の
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算表（販売費及び一般管理費の明細つき）、減価償却明細書過去3年間の、
 - ・法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村税納税証明書（公募要項の配布開始日以降に交付されたもの）
 - f その他の団体にあつては、
 - ・令和4年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書
 - ・団体の代表の身分証明書
 - g 指定管理者申請資格申立書（別記様式第3号）

8 質 疑

（1）質疑書受付

登録申込書を提出した者に対し、公募要項の内容に関して、以下のとおり質疑を受け付けます。

- ① 受付期間：令和4年8月15日（月）～22日（月）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所：七飯町福祉課地域福祉係（電話65-2514）
- ③ 受付方法：質疑要旨を簡潔にまとめ記入し、受付場所まで持参若しくは事前に連絡のうえ、FAX（0138-65-9280）にて提出してください（郵送不可）。なお、グループ応募の場合は代表団体がとりまとめのうえ、質疑を行うようにしてください。

（2）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、質疑回答集としてまとめたいえ、登録申込者にお渡します（8月29日（月）予定）。なお、質疑回答集は、公募要項の追加又は修正とみなします。

9 指定申請書類

(1) 指定申請書類の受付

応募登録者から、指定申請に必要な書類を受け付けますので、下記の受付場所へ持参提出してください。なお、代理人による提出は認めません（グループ応募の場合は、代表団体に限りません）。また、指定申請にかかる費用は、全て応募登録者の負担とします。

- ① 受付期間：令和4年8月15日（月）～9月26日（月）
- ② 受付場所：七飯町福祉課地域福祉係（電話65-2514）
- ③ 提出方法：指定申請書類を受付場所まで持参してください（郵送不可）。
- ④ 町は、指定申請者に指定管理者指定申請受理書を交付します。
- ⑤ 申請1団体（グループ）につき、提案は1案とします。
- ⑥ 指定申請書提出後の修正及び追加は認めません。
- ⑦ 指定申請書提出時に、説明を求める場合があります。

(2) 指定申請書の種類

指定申請に必要な書類は以下のとおりです。様式については、この募集要項とは別の「指定管理者応募等様式集」（以下「様式集」といいます。）にあります。なお、②については適宜作成ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② グループ応募構成届（グループ応募の場合のみ）
- ③ 管理に係る事業計画書
- ④ 管理に係る事業提案書
- ⑤ 管理に係る収支計画書

(3) 指定申請書等作成時の注意点

- ① 各様式とも、簡潔に要点が良くわかるように作成してください。
- ② 提案書等はA4版で作成してください。

(4) 事業計画書の記載内容

屋内ゲートボール場の管理方針及び基準（4ページ、5. 管理方針及び基準（1）・（2））に基づき、以下の項目について、屋内ゲートボール場の管理及びサービスの提供を実現するための事業計画を具体的に記載してください。（様式2および2-①から2-⑩）

- ① 屋内ゲートボール場の管理業務を行っていく上での基本方針
 - ア 申込の動機や、施設の管理に当たっての総合的な基本方針と達成目標（具体的な活用方針）、類似施設の管理実績がある場合は、その内容
- ② 屋内ゲートボール場の平等利用の確保
 - ア 利用者への公平・中立な対応についての考え方
 - イ 障害者への配慮・対応への基本方針
- ③ 屋内ゲートボール場の効果的管理と経費縮減

- ア 施設の効果的管理と効率化の具体的方策
- イ 収入確保、コスト削減等の経営方針、職員配置計画などについて
- ④ 屋内ゲートボール場の管理体制
 - ア 管理運営体制及び安定的なサービス供給能力
 - 屋内ゲートボール場の管理業務を実施するための組織図を示してください。その中に各職員の雇用形態（常勤・非常勤の別。確定していない場合には現時点で想定して記載）、それぞれの職員の勤務体制（勤務時間、休日設定など）、緊急事態への対応を明示してください。また、それぞれの職種ごとに行う業務内容、必要な職能（資格、技能、経験）等や、この組織が屋内ゲートボール場の管理を行っていく上で、優れている点を明示してください。
 - イ リスク管理の方策
 - 団体管理上発生する損害等のリスクに対する備えがあれば示してください
 - ウ 職員の人材育成
 - 職員の資質向上のための研修など、人材育成の考え方や具体策について示してください。
- ⑤ サービスの向上のため利用者の声が反映される管理
 - ア 利用者に向けた新たなサービスの実現や、利用者からの意見要望などを反映させる具体的方策。また、苦情に対する対応の基本的考え方や
- ⑥ 緊急時の対応
 - ア 利用者の安全を確保する対策
- ⑦ 個人情報保護
 - ア 個人情報保護に関する考え方と情報管理体制
- ⑧ 環境保護や福祉に対する取組み
 - ア 環境に配慮した取組み実績
 - イ 障害者雇用など福祉対策についての取組みと実績
- ⑨ 団体の社会貢献活動
 - ア 地域活動との関わりや地域に対する貢献などについて取組みと実績
- ⑩ 団体の概要
- ⑪ 施設の特性を生かした管理
 - ア 共同作業所の各業務について基本的な考え方、施設の特性を生かした具体的な実施計画、リスク管理の方針、業務のバックアップ体制独自の工夫などについて提案してください。
- ⑫ 収支計画書の基本的な考え方
 - ア 収支計画書作成に当たっての基本的考え方

(5) 自主事業提案書の記載内容

以下の項目について、屋内ゲートボール場の利用者へのサービスに関する事業の提案があれば、具体的に記載してください。（様式集の様式3及び3-①）

- ① サービス向上を実現するための提案
 - 特に独自性があると思われる点や創意工夫、屋内ゲートボール場の利用者に提供できる新たなサービスの他、セールスポイント等があれば提案してください。
 - ア 心身の健康と福祉の増進という視点に立った具体的な提案

イ 屋内ゲートボール場の利用者の利便性向上への具体的な取り組み

ウ 屋内ゲートボール場の利用率の向上に関する考え方の提案

エ 屋内ゲートボール場の利用時間（開場時間）についての提案

※利用時間の基準については、条例で定められていますが、条例を改正することにより変更することも可能です（条例改正については、議会の議決が必要です）ので、その点も考慮に入れてください。

（6）収支計画書の記載内容

収支計画書（様式集の様式4-①から4-③）の作成にあたっては、屋内ゲートボール場の管理業務について、令和5年度～令和7年度における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。また、収支計画の積算内訳についても示してください（様式自由。A4版とします）。

なお、管理運営業務の内容及び費用については、指定申請者が提案した収支計画書に基づき、町と指定管理者で調整の上、毎年度更新することとします。

10 管理にかかる経費

屋内ゲートボール場は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用しますので、利用料金は指定管理者の収入とすることができます。

また、町が支払う管理に要する経費（指定管理料）や預貯金からの利息収入を自らの収入とすることができます。

（1）町が支払う経費

① 利用料金は、条例に規定する範囲内で町長の承認を得て、指定管理者が決めることができます。

② 町が指定管理者に支払う経費の上限は、年間522千円（消費税込）とします。

③ 経費の支払方法

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに予算の範囲内で支払います。

なお、清算はいたしません。また、具体的な支払時期や方法は協定にて定めます。

④ 町が支払う経費に含まれるもの

ア 人件費

イ 管理費（光熱水費、保守管理費等）

ウ 運営費（事務費、修繕費等）

エ その他の経費（備品購入費、消耗品等）

（2）指定管理者の収入

① 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 町からの委託料

イ その他の収入

② 会計処理

ア 収入及び支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別をして経理してください。また、指定管理者自体の口座とは別の口座で管理してください。

11 選 定

(1) 選定方法

指定申請書の審査は、町職員による選定委員会で行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という）を選定します。また、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施することがあります。

(2) 選定基準

選定委員会は、申請内容と町が示す管理方針及び管理基準等の条件との適合性等を総合的に審査します。

(3) 指定管理者の候補者の選定と通知

指定申請書の選定結果を基に、候補者を選定します。また、選定結果通知は、指定申請者へ郵送にて行います。なお、グループで応募された場合は、グループの代表団体宛に郵送します。

(4) 候補者の責務

選定の結果、候補者となった者は、申請内容を実現する責務を有するものとします。

12 協 定

(1) 基本的な考え方

① 町は候補者決定後、必要に応じて候補者の申請に対し申請内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることができるとし、候補者は、その修正に応じなければならないものとします。

② 議会の議決をもって指定管理者を指定し、町は指定管理者と協定を締結します（12月上旬～翌年3月上旬）。

③ 町は協定締結までの間に、指定管理者が次の項目への該当が判明した場合は、協定を締結しないことができることとします。

ア 公募要項に違反または著しく逸脱した場合

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等参加を制限された場合

ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により町または他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された場合

エ その他不正な行為をした場合

(2) 協定内容

- ① 指定期間に関する事項
- ② 利用の許可等に関する事項
- ③ 事業計画書に記載された事項
- ④ 事業提案書に記載された事項
- ⑤ 利用料金等に関する事項
- ⑥ 本町が支払うべき経費に関する事項
- ⑦ 減免の取り扱いに関する事項
- ⑧ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- ⑨ 事業報告に関する事項
- ⑩ 事業評価に関する事項
- ⑪ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫ その他町長が必要と認める事項

(3) 協定の解除

協定締結後、指定管理者が提案内容を実現しなかった場合、及び相当期間内に実現する見込みがないと町が判断した場合、町は協定を一方的に解除できることとします。

(4) 管理業務の引き継ぎ

屋内ゲートボール場の管理に関し、町と指定管理者との間で、協定に基づく管理業務の引き継ぎを行います。(協定締結後～3月31日(金))

13 事業報告・事業評価

(1) 事業報告

- ① 事業計画書・収支計画書
指定管理者は、年度のはじめに事業計画書・収支計画書を提出することとします。
- ② 月次報告書
指定管理者は、その管理における経費の支出及び収入の実績について、毎月月次報告書を作成し、翌月10日までに町に提出することとします。
- ③ 事業報告書
指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、屋内ゲートボール場の管理業務について、当該年度の事業の内容を報告する書類を速やかに提出することとします。
- ④ 事故報告書
指定管理者は、万一事故等が起こった場合は、事故報告書により速やかに町に報告を行うこととします。詳細については協議により協定書にて定めます。
- ⑤ その他の報告(作業予定書・業務報告書等)

町は指定管理者に対し、その管理業務に関して、定期にまたは必要に応じて報告を求めることができることとします。

⑥ 連絡調整会議

指定管理者は、町及び関係機関と毎月一回程度連絡調整会議を開催することとします。出席者、内容等の詳細については別途協議します。

⑦ 自己評価の実施

ア 指定管理者は利用者等に対し聴き取り等のモニタリングを行い、屋内ゲートボール場の管理に関する自己評価を実施することとします。回数・内容等の詳細については、協定書にて定めます。

イ 自己評価の結果を管理業務に反映させるように努めることとします。

ウ 自己評価の結果及び管理運営業務への反映状況について、町に対して報告していただきます。

⑧ 報告様式

指定管理者が行う報告書等の様式については、協定書にて定めます。

(2) 事業評価

町は指定期間中に提出された報告書等に基づき、事業評価を実施します。評価項目については、協定書にて定めます。

(3) 是正勧告

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。その後、当該勧告となった事項に改善が見られなければ、町は指定管理者に対する支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消し等の措置を行う場合があります。

14 関係法令の遵守

申請及び協定の実施に当たっては、指定管理者自らの責任において関係法令等を十分調査し、遵守することとします。特に法や七飯町ゲートボール場条例の他、以下のことに気をつけてください。

※七飯町個人情報保護条例

七飯町では個人情報を保護するため、その適正な取り扱いに関し必要な事項及び保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を条例（七飯町個人情報保護条例）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、町政の公正で適正な運営を図っています。本条例第12条に、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者制度においても同条の規定を適用します。

15 指定取消等

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく屋内ゲートボール場の管理業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② 当事者の責に帰すことのできない事由による場合

ア 不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

(2) その他

① 町と指定管理者は、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合は、協定書に定める具体的措置に従うものとします。

② 応募者は、この公募要項を熟読し、遵守してください。

③ 応募者は、選定後、この公募要項等について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。

16 申込書類の提出先

七飯町福祉課地域福祉係

住 所 〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

電 話 0138(65)2514 <福祉課直通>

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この公募要項に係る様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。

七飯町ホームページ：<http://www.town.nanae.hokkaido.jp>

指定管理者公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

七飯町長 杉 原 太 様

申込者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

次のとおり指定管理者公募説明会へ参加します。

記

| | |
|-------|-------------------------------|
| 公の施設名 | 七飯町屋内ゲートボール場（すずらんコート、ひまわりコート） |
|-------|-------------------------------|

指定管理者応募登録申込書

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太様

申込者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

次のとおり指定管理者応募登録の申込をいたします。

記

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 公の施設名 | 七飯町屋内ゲートボール場 (すずらんコート、ひまわりコート) |
| 団体名 (グループ応募の場合はグループ名を記載してください) | |

添付書類

- ① 委任状 (別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ)
- ② 事業者に関する書類
 - ア 団体の概要がわかるもの (定款、寄付行為規則その他これらに類する書類)
 - イ 令和4年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
 - ウ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - エ 人員表 (各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数)
 - オ 法人にあつては、
 - ・登記事項証明書、印鑑証明
 - 前事業年度の
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算表 (販売費及び一般管理費の明細つき)、減価償却明細書
 - 過去3か年の
 - ・法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村納税証明書
 - カ その他の団体にあつては、
 - ・令和4年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
 - ・団体の代表の身分証明書
 - キ ・指定管理者申請資格申立書 (別記様式第3号)

委任状

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太様

申込者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話 _____

次のとおり指定管理者応募登録の申込に当たり、グループ応募いたしますので、代表者に全ての権限を委任します。

記

| | |
|---------|-------------------------------|
| 公の施設名 | 七飯町屋内ゲートボール場（すずらんコート、ひまわりコート） |
| グループ代表者 | 住 所 氏 名 (印) 電 話 |
| グループ関係者 | 1 住 所 氏 名 (印) 電 話 |
| | 2 住 所 氏 名 (印) 電 話 |
| | 3 住 所 氏 名 (印) 電 話 |

指定管理者申請資格申立書

令和 年 月 日

七飯町長 杉原 太様

申請者 住所 _____
名称 _____
代表者職氏名 _____ (印)
電話 _____

七飯町屋内ゲートボール場（すずらんコート、ひまわりコート）の指定管理者の公募に係る申請書類について、下記のとおり申し立てします。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

指定管理者応募登録通知書

令和 年 月 日

様

七飯町長 杉原 太

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、貴方を登録しましたので通知します。

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、残念ながら登録できませんので通知します。

| | |
|------------|-------------------------------|
| 公の施設名 | 七飯町屋内ゲートボール場（すずらんコート、ひまわりコート） |
| 登録できなかった理由 | |

指定管理者指定申請受理書

令和 年 月 日

_____様

七飯町長 杉 原 太

年 月 日付指定管理者の指定申請について、受理しましたので通知します。

記

| | |
|-------|-------------------------------|
| 公の施設名 | 七飯町屋内ゲートボール場（すずらんコート、ひまわりコート） |
|-------|-------------------------------|

施設平面図

